

# 令和6年10月定例総会議事録

日 時 令和6年10月18日（金） 午前9時30分～午前10時50分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 買入協議の適否の判断について

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出

5. 閉 会

## 午前 9 時 30 分 開会

### ○会長

皆さん、おはようございます。

皆さん御存じと思いますが、円安が続いて物価の高騰ということで、農業資材も高騰が続いているようでございます。今後の農家経営にも心配なところがありますが、農家の方も、私も同様ですが、頑張っていきたいと思っております。

また、稲刈りは中盤にかかったところが多いようです。収量も最高に見込まれるのではないかと思います。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年10月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出10件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知20件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出6件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請5件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請9件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転4件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定145件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について2件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）12件、第9号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）2件、第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出7件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月8日、北部は10月9日に行っております。

また、調査会については、南部が10月10日、北部が10月11日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、

16番委員の布上直道委員、17番委員の江口典弘委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書19ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の審議結果について、私から報告いたします。

令和6年10月15日に開催された、第103回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1～10

#### ○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～20

#### ○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から20番までの20件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページ及び10ページをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1～5

**○会長**

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出**

1～6

**○会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

**局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出**

1

**○会長**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

## 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

### ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3～6

#### ○会長

審議番号3番から6番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号3番から5番までの3件は普通売買の案件、審議番号6番は贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から6番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1～4

## ○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「貸家住宅の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、相続した実家を貸家住宅にするにあたり、申請地を住宅敷地として利用したく、申請されたものです。

委員から、工事に際しては、交通事故等に気を付けるよう意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番及び3番の2件は、転用目的が「農業施設」及び「排水管理設工事の一時転用」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としまし

た。

審議番号2番について、申請人は農業を営んでいますが、農業施設の整備を計画したところ、申請地は自宅に隣接し、適地と判断し、申請されたものです。

審議番号3番については、農業施設の整備にあたり、申請地に排水管を埋設したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号3番については、農地復元確約書が提出されていることから許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「農業施設」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

5

○会長

審議番号5番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「農家住宅」の案件です。申請人は、農業を営んでいますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は自身の農業用施設にも隣接していることから、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地周囲に残す農地について質問があり、事務局から、一部を苗床とし、その他を野菜を栽培するために残していると聞いている旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「高速自動車道のインターチェンジから概ね300m以内に存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの(b)のii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

1～3

**○会長**

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「排水管管理用地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は以前、申請地南に建売分譲住宅を整備した際、農地法の許可を得て排水管を埋設しましたが、今般、排水管の管理のため、申請地を排水管の管理用地として利用したく、申請されたものです。

委員から、工事の期間と施工方法について確認があり、申請人から、期間は約1カ月の予定であり、隣接農地に支障がないよう、重機の使用は避けて工事する計画である旨の説明が

ありました。

また、委員から、申請地は学校にも近いことから、工事の際には、事故等に気を付けるよう意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「工事用通路及び作業場」の一時転用の案件で、申請人は、認定こども園を運営していますが、園舎の建替にあたり、申請地を工事用の仮設道路及び作業場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、現在、申請地の隣地に居住していますが、自宅への通路が狭く、通行に支障を来していることから、申請地を通路として整備し、利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4～9

#### ○会長

審議番号4番から9番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「認定こども園の敷地拡張」の農振除外を経た案件、審議番号5番は、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、園児数の増加に伴い、園庭が手狭となったため、新たに園庭を整備したく、申請されたものです。

また、審議番号5番は、園庭の整備に伴って、排水管を埋設するため、一時転用申請されたものです。

委員から、工事車両が乗入れる場所について確認があり、申請人から、南側の道路を使用することについて、土地改良区から了承を得ている旨の回答がありました。

また、委員から、園児の学習用として取得された、申請地に隣接する農地について、安全面から、西側の水路との境界にフェンスなどを設置すべきではないかとの意見があり、申請人から、必要に応じて転落防止の対策を行う旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺の被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号5番については農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

審議番号4番の許可基準は、「既存施設の拡張（既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のd。

審議番号5番の許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のbと決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「事務所の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。申請人はIT事業を営んでいますが、事業の拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として整備し利用したく申請されたものです。

委員から、申請地の周囲では今後も営農が継続されるため、農作業への理解をいただきたい旨の意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道に隣接し、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側に残る里道の管理について質問があり、申請人から、防草対策として、固まる砂で施工することを検討している旨の回答がありました。

また、委員から、申請地に面している県道は交通量が多いため、工事の際には事故がないよう注意してほしい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあることから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地内の通路の管理について質問があり、申請人から、住宅の購入者が共有で管理される旨の回答がありました。

また、委員から、申請地南側に道路側溝を新設する理由について確認があり、申請人から、近隣の住民から、道路に水が溜まらないように側溝を設置してほしいと要望があった旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「駐車場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は認定こども園を運営していますが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地は道幅が狭い通学路に隣接しているため、造成工事の際には、事故がないよう注意してほしい旨の意見がだされました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、転用目的が「認定こども園の敷地拡張」と、それに伴う「排水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～4

##### ○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：9,758㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページから49ページまでをお開きください。

## 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～109

### ○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から109番までの109件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から109番までの109件

新規 3件： 35,208㎡

更新 106件： 702,748.88㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この109件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この109件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この109件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から109番までの109件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定**

129

**○会長**

審議番号129番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

**○会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号129番

更新 1件： 8,061㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号129番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書58ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

144

○会長

審議番号144番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

[委員 退室]

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号144番

更新 1件： 2,164㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号144番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○会長

次に、議案書50ページから59ページまでをお開きください。

審議番号129番及び144番を除く、審議番号110番から145番までの34件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号129番及び144番を除く、審議番号110番から145番までの34件

新規 7件： 22,367㎡

更新 27件： 188,017.76㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この34件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この34件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この34件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号129番及び144番を除く、審議番号110番から145番までの34件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書60ページをお開きください。

### 第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

#### ○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります

**○会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書61ページをお開きください。

**第7号議案 非農地通知について**

1・2

**○会長**

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書62ページ及び63ページをお開きください。

**第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）**

1～4

**○会長**

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明な

によると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率を良くするため、自宅に隣接する資材置場を拡張したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存敷地の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号 2 番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率を良くするため、新たに海苔資材置場の整備を計画したもので、申出地は、既存の作業場や自宅に近く適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 3 番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、子どもが成長し、手狭となってきたため、分家住宅の建設を計画をしたところ、申出地は実家に近く、適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第

1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査を行ったところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書63ページから65ページまでをお開きください。

## 第 8 号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

5～12

### ○会長

審議番号 5 番から12番までの 8 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

報告します。

審議番号 5 番及び 6 番の 2 件は、除外目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、認定こども園及び児童発達支援施設を運営していますが、保護者や研修会の参加者のための駐車場が不足しており、申出地は既存施設に近く適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、ともに「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、ともに「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 7 番は、除外目的が「保育園の移転」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、借地で保育園を運営していますが、運営規模の拡大に伴い手狭になることから、保育園の移転を計画したところ、申出地は、現在の保育園にも近く適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、かつ、500m 以内に 2 つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第 3 種農地エの（ア）の a の（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番から12番までの5件は、除外目的が「参道及び境内地」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、当神社の参道の一部が狭く、車両のすれ違いが困難で、さらに、駐車場や古い祠の置き場も不足していることから、境内地を設けることを計画したところ、申出地は、現在の参道に接続可能なことから適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、除外目的が「駐車場」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から12番までの5件については、除外目的が「参道及び境内地」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 8 番から 12 番までの 5 件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 66 ページをお開きください。

### 第 9 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（編入）

1・2

## ○会長

第 9 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（編入）、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

審議番号 1 番及び 2 番の 2 件について、調査会において審議しました。委員から、それぞれの申出地の耕作状況について確認があり、農業振興課から、いずれも水稻を耕作されていたが、耕作者の変更などもあり、今後はみかんを栽培されると聞いている旨の説明がありました。

以上のことから、この 2 件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この 2 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この 2 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書67ページ及び68ページをお開きください。

**第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出**

1～4

**○会長**

第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から4番までの4件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書68ページ及び69ページをお開きください。

**第10号議案 農振法第10条の規定による変更申出**

5～7

**○会長**

審議番号5番から7番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長**

報告します。

審議番号5番から7番までの3件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**○会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から7番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和6年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和6年10月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

**午前10時50分閉会**